

第3期特定健康診査等実施計画書

(自平成30年度～至平成35年度)

川崎汽船健康保険組合

平成30年4月

◇本計画の趣旨◇

本計画は、第3期（自平成30年度～至平成35年度）における、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査・保健指導」）の実施方法に関する基本的な事項とその実施に係る目標等について定めるものである。

◇当健保組合の現状◇

当健保組合は、海運業とその関連事業を主たる業とする事業所が加入している単一健保組合である。平成30年4月1日現在の事業所数は37で、全国14都道府県に本社が所在し、そのうち15事業所の本社が東京都にある。

ただし、他の事業所や支店等は全国に点在しており、東京近郊の1都3県に在住している被保険者及び被扶養者は5割、それ以外の在住者は約5割程度となっている。

当健保組合の一事業所あたりの平均被保険者数は約90人、被保険者数が100人以上の事業所は8ヶ所、50人以上100人未満は6ヶ所、50人未満の事業所は23ヶ所の状況である。

また、被保険者の約75%が男性で平均年齢44.4歳、残り女性は約25%で同39.0歳、男女平均は43.3歳という状況である。

被保険者の健康診断については、当健保組合は35歳以上を対象に生活習慣病健診の補助を事業者が実施する法定健診と同時に実施している。

一方、被扶養者及び任意継続被保険者（以下、被扶養者等）の健康診断については、従来から35歳以上の被扶養者等を対象に「家族健診」（巡回型・施設型）を原則無料で実施するとともに、従来からの人間ドック補助と併せ被扶養者等の健康診断の充実を目指している。

◇特定健康診査・保健指導の実施方法に関する基本的な事項◇

① 特定健康診査の実施に係る基本事項

特定健康診査の受診率向上のためには特に被扶養者等への対応が課題となる。35歳以上の被扶養者等の自宅に「家族健診」の案内を出し、未受診者には受診勧奨のハガキを出す等の対策により受診率向上の効果が出ているが、それでも受診しない人が半数以上いることから第3期においてはこれらの人たちへの受診促進策が重要な課題となる。

② 事業主等が実施する健康診断及び保健指導との関係

特定健康診査については、事業主に実施義務がある法定健診の健診項目と特定健康診査の検査項目を、当健保組合は定期健診（法定健診プラス生活習慣病健診）の健診結果データとして事業主から受領し、その法定健診にかかわる費用は事業主が負担する。

保健指導については、当健保組合が行う保健指導を優先に実施する。

③ 保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群並びに該当者に対し保健指導を実施する最大の目的は、生活習慣病に移行させないこと、また、該当者には症状を重症化させないことである。

このため、当健保組合は保健指導により対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるようにサポートするが、保健指導を成功させるには、本人及び健保組合の努力だけでは不十分であり、事業主や家族の理解と協力が大変重要である。

I. 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年度において特定健康診査の実施率が基本指針で示された単一健保の目標値である 90%以上を達成できるよう、各年度の実施率目標値を以下の通り定める。

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
被 保 険 者	対象者数	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	実 施 率	58.1%	64.5%	74.2%	83.9%	93.5%	99.4%
	実施者数	1,046	1,161	1,336	1,510	1,683	1,789
被 扶 養 者	対象者数	900	900	900	900	900	900
	実 施 率	48.0%	56.0%	60.0%	64.0%	68.0%	72.0%
	実施者数	432	504	540	576	612	648
合 計	対象者数	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	実 施 率	54.7%	61.7%	69.5%	77.3%	85.0%	90.3%
	実施者数	1,478	1,665	1,876	2,086	2,295	2,437

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度において特定保健指導の実施率が基本指針で示された単一健保の目標値である 55%以上を達成できるよう、各年度の実施率目標値を以下の通り定める。

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
動 機 付 け 支 援	対象者数	101	113	128	144	159	169
	実 施 率	8.3%	12.5%	16.7%	20.8%	25.0%	33.3%
	実施者数	8	14	21	30	40	56
積 極 的 支 援	対象者数	156	175	199	224	250	265
	実 施 率	16.7%	25.0%	33.0%	41.7%	50.0%	69.4%
	実施者数	26	44	66	93	125	184
合 計	対象者数	257	288	327	368	409	434
	実 施 率	13.2%	20.1%	26.6%	33.4%	40.3%	55.3%
	実施者数	34	58	87	123	165	240

II. 特定健康診査等の対象者数

今後 6 年間の特定健康診査対象者数については、現時点で 30 歳代の人数が比較的少なく、今後 60 歳以上の人数が増える想定であることと、毎年相当数の加入者が外地勤務のために対象除外となることから、平成 28 年度の特定健康診査対象者数（被保険者約 1,800 人、被扶養者約 900 人）程度で推移するものとした。

III. 特定健康診査等の実施方法等

1. 特定健康診査等の委託

① 特定健康診査の委託

当健保組合が被扶養者等を対象に実施する特定健康診査を兼ねた家族健診を、以下の健診業者に委託して実施する。

- ・株式会社イーウェル（けんぽ共同健診協議会）：施設型健診、巡回型健診

② 保健指導の委託

当健保組合は保健指導を、専門業者であるメドケア株式会社ならびに SOMPO ヘルスサポート株式会社に委託する。

2. 特定健康診査等の実施項目及び実施時期

実施項目は、法定の実施項目（基本的な健診項目と、医師の判断によって追加的に実施することのある詳細な健診項目）とする。なお人間ドックは特定健康診査の法定項目を含有する形で実施することにより特定健康診査の実施に替えるものとする。実施時期は通年とする。

3. 特定健康診査データの受領方法とシステムへの格納

特定健康診査結果データは、事業主健診の健診（医療）機関や代行機関および人間ドック医療機関から電子データを原則的に XML 方式で随時受領し、大和総研の情報処理システムに一括格納する。

ただし、川崎汽船診療所の健診データについては川崎汽船診療所で作成されたエクセルデータを株式会社ケイラインビジネスシステムズで CSV 形式に変換したものを月毎に受領し、当健保組合で更に変換ソフトで XML データに変換し、大和総研の情報処理システムに格納する。

4. 保健指導対象者の選出の方法

保健指導の実施対象者について 30 年度以降は、全ての事業所の被保険者および被扶養者を対象に積極的に取り組んでいく。

被保険者の選出方法については、これまでの主要な事業所で対象者に希望を募る方法から、毎月、全ての事業所において事業主と連携の上、当月に新たに対象となった全ての者にもれなくコンタクトして保健指導への参加を勧奨することにより実施率向上を図っていく。

IV. 個人情報の保護

当健保組合は、当健保組合の個人情報保護管理規程を遵守する。これに基づき、当健保組合の役職員及び委託された健診・保健指導機関等は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合におけるデータ管理者は「常務理事」とし、データ利用者は当健保組合に所属する担当職員に限定する。

なお、外部委託するにあたっては、データ利用の範囲、利用者等を契約書に明記する。

V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保組合のホームページにて全事業所に対し通知するとともに、機関紙「笑顔」や母体企業（川崎汽船）のイントラネット等に掲載する。

VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画は、前年度実績と今後のあらゆる状況を勘案した上で、毎年度の理事会、組合会で見直しを検討する。また、平成 32 年度まで 3 年間の分析と中間評価をおこない、目標値と大きくかけ離れた場合その他必要と認めた場合には見直す。

VII. その他（算出基礎等）

① 保健指導対象者の割合については平成 28 年度実績を使用した。

被保険者： 22.4% （受診者全体に占める割合）

被扶養者： 5.3% （同上）

② 動機付支援対象者の割合は平成 28 年度実績を使用した。

被保険者： 37.6% （指導対象者中に占める割合）

被扶養者： 57.1% （同上）

③ 積極的支援対象者の割合は平成 28 年度実績を使用した。

被保険者： 62.4% （指導対象者中に占める割合）

被扶養者： 42.9% （同上）

以上